

【公布された条例等のあらまし】

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一号）

- 一 徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 地方税法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、一及び三については、公布の日から施行することとした。